9 精神保健福祉事業

(1) 管内精神科病院と入院等の状況

表9-(1)-ア 管内病床数・入院患者等の状況

(平成25年6月30日現在) (単位:件)

								· '	177, 20	1 - / 4	00 11.7	u /	\ I	14. III	
区分	管	精	病	人	入県院内	人口	措	人口	措		県内息	患者の	入院先	(再掲)	
	内	神科	-4-	万万	院馬院	万対	置患	万		圏内病	院への	入院患	者数	圏外病	う院への
	人	病院	床	対病	者への数の	入院患	者数	対措置患者数	置	管内组	病院	管外	病院	入院	患者数
年度 市	П	数	数	床数	(a)	者数	(b)	者数	率	数	%	数	%	数	%
平成23年度	637, 245	3	867	13.7	595	9.4	4	0.06	0.7	276	46. 4	185	31.1	134	22.5
平成24年度	632, 583	3	817	13.0	604	9.6	12	0.19	2.0	290	62. 1	177	37.9	137	22.7
平成25年度	632, 118	3	817	12.9	606	9.6	5	0.08	0.8	295	48.7	187	38.8	124	20.5
市川市	469, 215	3	817	17.4	534	11.4	4	0.09	0.7	274	64. 3	152	35. 7	108	20.5
浦安市	162, 903	-	-	-	72	4.4	1	0.06	1.4	21	37. 5	35	62.5	16	22. 2
県全体	6, 191, 925	3	12, 616	20.4	9, 098	14. 7	62	0. 1	0. 1	6, 085	65.0	647	7. 1	2, 366	26.0

- (注1) 人口は、平成25年7月1日現在。(千葉県毎月常住人口調査による)
- (注2) 措置率= b ∕ a ×100
- (注3) 小数点第2位、第3位以下は四捨五入

表9-(1)-イ 管内病院からの届出等の状況

(単位:件)

種別	<u>(</u> 医	(医	応	退医	措	報 措	報医
	保護者護	(扶養義務者	急	療 保 護 院	置 症 状	置 入 院	療保護入
年度	の同意)	者の同意)	院届	入 院 者 の	消 退 届	定期病状	日 院定期病状 書
平成 23 年度	614	111	10	620	28	7	278
平成 24 年度	677	132	12	677	33	11	287
平成 25 年度	718	131	10	764	46	8	276

(2) 措置入院関係

精神保健福祉法に基づき、必要に応じ精神保健指定医による診察を実施し、精神障害による自傷他害のおそれがあると診断された者については、指定病院まで移送し入院措置をする等、最優先的対応が求められている。

表 9 一 (2	:) ーア	申請・通報・	届出処理状況	(単位:件)
----------	-------	--------	--------	--------

	申請・通報	診察の必要	法第 27	条の診察を	受けた者	緊急措置	
	届出件数 * 1	がないと	法第 29 条該	その他の	通院・	入院件数	
	用山 什 数 * 1	認めた者	当症状の者	入院形態	その他	(再掲)	
平成 23 年度	107	51	28	3	15	18	
平成 24 年度	158	95	43	3	8	21	
平成 25 年度	170	98	44	2	10	26	
法第 23 条	1	0	0	0	1	0	
一般人からの申請	1	Ü	U	Ü	1	U	
法第 24 条	149	86	38	2	8	24	
警察官からの通報	149	00	30	2	0	2 4	
法第 25 条	5	0	4	0	1	0	
検察官からの通報	Э	Ü	4	Ü	1	O	
法第25条の2	0	0	0	0	0	0	
保護観察所の長からの通報	Ü	Ü	Ü	Ü	Ü	Ü	
法第 26 条	13 *2	12	0	0	0	0	
矯正施設の長からの通報	13 *2	12	U	Ü	U	U	
法第 26 条の 2	0	0	0	0	0	0	
精神病院管理者からの届出	Ü	Ü	U	Ü	Ü	U	
法第 26 条の 3							
医療観察法に基づく	0	0	0	0	0	0	
指定医療機関管理者 及び保護観察所長の通報							
法第27条第2項							
申請通報に基づかない診察	2	0	2	0	0	2	

*1 緊急措置診察後、措置不要となった平成23年度10名、平成24年度9名、平成25年度15名を含む。

(単位:件)

*2 通報のうち1件は調査中のため、次年度に計上する。

表9-(2)-イ 被申請・通報・届出者の病名

		総数	統	躁	器質精神		中毒	性精神	障害	その	神	人	精	て	そ
		奴	合	う	痴	そ	ア	覚	そ	他		格	神	ん	
		7:1.	失		呆		ルコ	醒		の	経				の
		延	調	つ	性	\mathcal{O}		剤	0)	精		障	遅	カュ	
		数	可归		疾		ル 中	中		神					
)	症	病	患	他	毒	毒	他	病	症	害	滞	ん	他
平原	戈 23 年度	107	45	14	2	1	9	7	2	-	11	8	4	-	4
平原	戈 24 年度	158	53	12	1	1	6	8	7	26	6	18	7	2	11
平原	戊 25 年度	169	58	20	1	4	5	1	7	21	9	19	10	2	12
診察実施	要措置	44	24	3	0	4	2	0	3	7	0	0	1	0	0
実施	不要措置	27	3	1	0	0	0	0	1	3	4	9	3	0	3
診	察 不 要	98	31	16	1	0	3	1	3	11	5	10	6	2	9

*診察不要件数は、前年度の3件が含まれ、今年度は1件持ち越したため、169件となった。

表 9 - (2) - ウ 入院期間別措置入院患者(平成 26 年 3 月 31 日現在)

措置入院期間 年度	総数	6ヶ月未満	6ヶ月以上 1 年未満	1 年以上 3 年未満	3 年以上
平成 23 年度	7	7	0	0	0
平成 24 年度	9	7	1	1	0
平成 25 年度	7	5	0	2	0

(3) 医療保護入院のための移送(法34条)

表9-(3) 医療保護入院のための移送処理状況

(単位:件)

(単位:件)

年 度	受 付 件 数	指定医の診察件数	移送件数
平成 25 年度	0	0	0

(4) 通院医療費及び保健福祉制度関係

表 9 - (4) -ア 自立支援医療(精神通院)患者数(平成 26 年 3 月 31 日現在) (単位:件)

年度・市町村	自立支援医療 (旧:公費負担) 患者数
平 成 2 3 年 度	6, 074
平 成 2 4 年 度	6, 413
平 成 2 5 年 度	6, 641
市川市	5, 398
浦安市	1, 243

表 9 - (4) - イ 精神障害者保健福祉手帳所持者数(平成 26 年 3 月 31 日現在) (単位:件)

X = (1) 111111111111111111111111111111111								
年度・市		手 帳 所	持 者 数					
十段・川	計	1級	2 級	3 級				
平成 23 年度	2,742	520	1, 563	659				
平成 24 年度	3, 029	557	1, 739	733				
平成 25 年度	3, 303	609	1,888	806				
市川市	2, 686	514	1, 546	626				
浦安市	617	95	342	180				

表9-(4)-ウ 精神障害者福祉関係諸手続きの状況

(単位:件)

区分	報告書受理件数		社会適応訓練 申込書受理件数	生計同一・常時介護 証明書発行件数	
年度	入所報告書	退所報告書	甲必音文柱件剱	並明青年刊件級	
平成 23 年度	_	_	0	11	
平成 24 年度	_	_	0	8	
平成 25 年度	_	_	0	11	

[※]社会復帰施設利用報告書は、対象施設が平成 19 年度中に自立支援法の施設に移行したため、該当なし (-) となった。

(5)精神保健福祉相談·訪問指導状況

精神保健福祉相談員や看護師等保健所職員による相談(面接・電話)、訪問援助を随時実施している。 精神科嘱託医師による定例相談及び訪問指導は、月5回実施(うち1回は浦安市健康センターを会場として開催)しており、精神疾患とその治療や心の健康に関する相談等を受けている。

表 9 - (5) - ア 対象者の性・年齢

(単位:件)

性・年齢	実		性			左	下 歯	r r		延
		男	女	不	20 歳 未 満	20 歳 (39 歳	40 歳 (64 歳	65 歳 以	不	回
区分	数			明				上	明	数
平成 23 年度	406	215	191	_	11	118	189	59	29	980
平成 24 年度	404	238	166	_	12	148	185	45	14	871
平成 25 年度	409	218	190	1	8	128	198	63	12	905
市川市	316	167	149	-	5	100	150	55	6	706
浦 安 市	65	38	27	_	1	18	35	6	5	148
その他	28	13	14	1	2	10	13	2	1	51
相談	208	108	99	1	6	78	88	25	11	318
訪問	201	110	91	_	2	50	110	38	1	587

表9-(5)-イ 電話相談延件数

(単位:件)

性別	延 件 数
男	1, 965
女	1, 895
不 明	10
合 計	3, 870

表 9 - (5) - ウ 相談の種別(延数)

(単位:件)

	種別総精神障害に関する相談			中毒性精神障害に関する相談		心	思	老	そ					
			関診	社	生	自手	そ	ア	覚	كا الكا	の	春	年	0
l `			す	会			の	ル	٥	の	健	期	期	他
			る察	復	活	支帳	他	コ	醒	他	康	の	の	0
			λJ	帰	支	立支援医療・	の 相	1		の 中	相	相	相	相
区分		数	とに	等	援	療・	談	ル	剤	毒	談	談	談	談
平成	23 年度	980	584	63	198	1	67	16	1	-	29	4	16	1
平成	24 年度	871	597	22	127	6	30	18	11	8	22	4	22	4
平成	25 年度	905	594	62	116	3	16	25	1	6	36	3	41	2
相	計	318	202	17	28	3	13	8	0	5	27	2	12	1
	男	155	96	13	9	1	9	5	0	3	13	1	5	0
談	女	163	106	4	19	2	4	3	0	2	14	1	7	1
訪	計	587	392	45	88	0	3	17	1	1	9	1	29	1
	男	318	219	27	25	0	1	17	1	1	8	0	18	1
問	女	269	173	18	63	0	2	0	0	0	1	1	11	0

内容	総	医	受	生生	社	紹	方 関	そ
		学 的	療	活 活	会復	介	針 機	D
		指	援	指 支	会復帰援助	連	針 協 誤調	V
区分	数	導	助	導 援	助	絡	議整	他
平成 23 年度	1,654	179	477	266	50	250	360	72
平成 24 年度	1,638	160	534	157	31	277	432	47
平成 25 年度	1,662	160	463	162	66	297	499	15
相 談	588	113	127	35	19	103	182	9
訪問	1,074	47	336	127	47	194	317	6

(注)援助内容は重複あり

(6) 精神障害者社会復帰関係

平成24年度から指導員2名で月3回の勤務で「18歳以上で社会とのつながりを遮断し、統合失調症に罹患またはその疑いがあるが、未治療及び医療中断している者を医療につなげること」を目的とした「早期医療つなぐサポート」を開始し、家族が本人を医療につなげたい気持ちはあるが、本人が拒否して実際には動けないケース等について継続的な関わりを行った。

平成25年度は目的と支援方法を変えずに対象者の病気をこれまでの「統合失調症、その疑いの者」の他「統合失調症型障害および妄想性障害」、「気分(感情)障害」に該当、もしくは該当する疑いがある者に広げた。 そのため、指導員も3名で月4回の勤務に増やして実施した。

表9-(6) 早期医療つなぐサポートの活動状況

(単位:件)

区分		医療・地域に	た	終了ケース(再掲)			
	実人数	医療	地域	その他	医療	地域	その他
年度		〔入院・通院〕			〔入院・通院〕		
平成 24 年度	15	7 [5 • 2]	2	0	5 [3 • 2]	2	1
平成 25 年度	26	10 [7(2) • 3]	1	0	2 [1 • 1]	1	3

*()は昨年度から継続しているケースの再掲

(7) 地域精神保健福祉関係

管内精神保健福祉関係機関・団体による「市川・浦安地域精神保健福祉連絡協議会」について、会議と 役員会を実施した。

表 9 - (7) -ア 会議・講演会等

会議・講演会等の名称	回数	延人数	対 象 者 数
市川・浦安地域精神保健福祉連絡 協議会	1	3 5	委員(管内関係機関・団体関係者)
市川・浦安地域精神保健福祉連絡 協議会(役員会)	1	1 4	委員(役員)
市川・浦安地域精神保健福祉連絡 協議会(保健福祉・保健医療部会)	1	1 0 5	地域精神保健福祉業務従事者
精神保健福祉事業推進調整会議	1	9	市担当課長・精神保健福祉業務担当者
精神保健福祉業務従事者研修会	1	6 2	地域精神保健福祉業務従事者

表9-(7)-イ 家族教室・酒害教室・ボランティア講座・心の健康市民講座等

名 称	開催日数	受講者数		内
名 称		実件数	延件数	内 容
こころの健康のつどい	1	180	180	講演会 「自分でできるストレスケア」

表 9 - (7) - ウ 組織育成

(単位:件)

種別 区分	総数	家族会	断 酒 会	そ の 他 (当事者グループ)
支援延件数	23	23	0	0

(8) 心神喪失者等医療観察法関係

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」で対象となる精神障害者に対し、医療機関・地域が連携して一体的なケアを提供するため、医療機関や保護観察所主催の処遇検討会議に参加し、地域においては訪問指導等の支援を実施している。

表9-(8) 医療観察法にかかる会議の開催

会議種別	CPA 会議	ケア会議
開催回数	3	3